

平成27年12月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年12月7日(月)
会 議 場 所	川里農業研修センター 第3会議室
開 議 日 時	平成27年12月 7日(月) 午前 9時00分
閉 会 日 時	平成27年12月 7日(月) 午後 零時16分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子 竹田 悦子 田中 克美 潮田 幸子 芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 9 2 号	鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 8 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 1 0 0 号	平成 2 7 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議請第 5 号	建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書	不 採 択

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	山崎 勝利
保育課長	永野 和美

(健康づくり部)

健康づくり部長	福田 芳智
健康づくり部副部長兼健康づくり課長	
	小沢 信吉
健康づくり部参事兼スポーツ健康課長	
	森田 政男
健康づくり課副参事	齊藤 隆志
国民年金課長	瀬山 慎二
長寿いきがい課長	高木 啓一

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長	加藤 薫
教育総務課長	村田 弘一
生涯学習課長	細野 兼弘
生涯学習課副参事	山崎 武

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	橋本 浩
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	杉山 彰男
川里支所副支所長	馬橋 陽一

書記 篠原 亮
藤平 美由紀

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

加藤久子委員と芝寄和好委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第92号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、議案第100号 平成27年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議請第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書の議案3件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りします。議会先例のナンバー46-6、「常任委員会の審査の方法は、議案・予算・請願の順序で審査するのが例である」ということから、初めに議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。次に、議請第5号について紹介議員から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議あり)

(竹田) これまでもいろいろなそういう進め方もあったと思うのですが、きょうは請願人であります埼玉土建一般労働組合の組合員の方が、アスベスト対策に熱心に取り組んでおられる方も傍聴に見えているので、できれば請願を先にやっていただきたいなというふうにちょっと思うものですから、皆さんにお諮りいただいて進めていただければというのが紹介議員からの委員の皆様へのお願いですが、お諮りいただきたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時02分)

◇

(開議 午前9時03分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの竹田委員の発言につきまして、ご意見ありますでしょうか。

(加藤) きょうの日程的なものは、今もう委員長のほうから話がありましたように、そういう予定で進めていこうというふうになっているかと思うのですが、本当に今後において必ずしも議会の中で請願が出てくるとは限らないかと思うのですが、所管する議案、請願項目などありましたらやはりその請願者、またはそこに来られる傍聴者、そういう方のことを考えた中で、できればやはり請願などは早目にやっていただくような、そういうことを、きょうは結構なのですけれども、今後においてはそういう配慮をしていただければというふうにお願いをしておきたいというふうに思います。

(潮田) 通常のものとは違う場合については、事前にそういった話をしていくことが大前提になるかなというふうに思います。きょうも執行部のほうもそれぞれ議案に関係のない執行部が退席するというのを今までもやってきておりますので、本来であるやり方と違う場合には事前に連絡をする、そしてそれでその上で進めるという形でないと、先ほど加藤委員のおっしゃったように、今後そういうことをちゃんとルール決めすればまた別ですけれども、今回についてはそのようにはなっていなかったかなというふうに思うので、最初に委員長がおっしゃった流れがよろしいのではないかなというふうに思うのですが。

(委員長) ほかにご意見ございませんか。

(なし)

(委員長) それでは、これは決定しなければなりませんので、お諮りいたします。

今2つのご意見が出ましたが、まず最初に申し上げたとおり、議案番号順に質疑、討論、採決の方法で進め、議請第5号をその後に質疑、討論、採決の方法で進めることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数でございます。

では、ただいまの順に進めさせていただきます。

初めに、議案第92号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(保育課長) おはようございます。議案第92号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備し、適切な職業選択の支援、職業能力の開発や向上等が総合的に行われるように勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正されたことにより、条例中にある職業能力開発促進法の第15条に条ずれが生じたため、第3条8号中、第15条の6第3項を第15条の7第3項に改めるものでございます。条例第3条は、保育の必要な保護者の該当要件の基準で、8号は職業能力開発促進法による職業訓練を受けている保護者の基準です。職業能力開発促進法に条ずれが生じた原因は、第15条の4として職業経歴等記録書、いわゆるジョブカードの普及のための条文が追加されたことによるものです。第15条の7第3項は、国及び都道府県が行う職業訓練等について定めたもので、内容の変更はございません。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(竹田) 今回の条例改正の中には、職業訓練を受けていて、いわゆる能力開発のために頑張っておられるということの保護者も含まれるということですが、では実際に鴻巣の中でもそういう職業訓練を受けながら保育所に預けておられる方というのはどのくらいおられるのでしょうか。

(保育課長) 現在のところおりません。

(竹田) 今ちょうど保育所の入所の申請の時期だというふうに思います。そういう点では、女性の能力活用ということで国も打ち出していますよね。そういう点では、半年間なり3カ月なり、そういう訓練を受けて、正規職員への一つの道だということで埼玉県でも推進していますけれど

も、今申請をされている人の中にはそういう該当者というのはおられるのでしょうか。

(保育課長) 今申請の途中ですので、まだ集計等はしておりません。

(竹田) 終わります。

(潮田) 今説明を執行部のほうからいただきました。また、竹田委員のほうからの質問もあったのですけれども、今後こういったことの周知の仕方、これが変わったことによって職業訓練を受ける間の方も保育が必要であるというふうに認定されるようになるということを皆さんに周知するのはどのような形でしていくのでしょうか。

(保育課長) 現在も職業訓練も保護者の要件の一つになっておりまして、条ずれが生じただけで、内容自体は一切変わっておりませんので、今までと変わらないということ・・・・・・・・・・保育所案内のほうに記入されておりますので、・・・・・・・・・・。

以上です。

(潮田) 今までもそうだったけれども、現実にはなかなかやはり点数制で優先順位からなっていくかなというふうに思うのですけれども、これで今現在は先ほど竹田委員からの質問で該当者がいないということだったのですけれども、今まで過去においてこういった該当するような方というのはいたのでしょうか。

(保育課長) ことしの4月1日に、子ども・子育て新制度になりまして、こちらが明記されるようになりました。そして、今年度においては、こちらの該当者はおりません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第92号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(芝寄) 20ページ、学校管理費の鴻巣中柔剣道場天井改修工事なのですが、これはどのような状態。老朽化で改修工事の予定だったのでしょうか、それとも。どのような状態。もう落ち始めてしまったとか、そういう状態なので、そういう予定だったのかということをお聞かせ願いたいのですけれども。

(教育総務課長) 今回計上しております鴻巣中の天井の改修工事につきましては、つり天井というものがございまして、現在鴻巣市内で川里中学校と鴻巣中の柔剣道場の2校ございます。川里中につきましては、つり天井の改修工事ということで現在行っております。最後の1棟ということで、鴻巣中学校の柔剣道場がつり天井に該当しております。高さについては5.4メートル、面積については394.4平方メートルということで、老朽化という形ではなく、東日本大震災でも被害のありましたつり天井のほうの改修工事というものを予定しております。

(芝寄) はい、わかりました。

続きまして、21ページ、体育施設費のほうで、吹上パークゴルフ場の件なのですけれども、先日の本会議場でも質問がありました大雨の後の片

づけを一般の方が手伝ったという質問があったと思うのですけれども、これって委託だと思っているので、そういった整備、掃除とかはやっぱり委託したその金額の中で業者がやりくりをするものだと私は思うのですけれども、それを善意でやってくれたというのであればもう仕方ないことなのかとは思っているのですけれども、万が一その方たちがけが等をした場合に市としてはどのような対応、どのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいです。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）本会議でも質問出ましたけれども、管理のほうは指定管理者が今もうずっと続けてやっておりますけれども、お願いした件なのですけれども、去年の雪のときもあったのですけれども、雪のときには雪が大量に降って、パークゴルフ場が結構使えない期間がありました。そのときに、パークゴルフ場の常連で来ている方たちがこのまま雪が解けないと私たち何にもできないので、手伝うよと言っていただいて、それが自発的に手伝ってもらったような関係がありました。その後台風で同じような状況があったときに、あくまで常連に来ている方たちに指定管理者のほうの受付の方がなかなか復旧できないから手伝ってくれよというぐらいのレベルでお願いしたもので、強制的に指定管理者がお願いしたものではありません。あくまで常連客に手伝ってくれよというレベルでお願いしたもののなので、本会議場でありましたけれども、けがとかまでは、一切市のほうで強制的にお願いしたものではありませんので、あくまで常連客が善意で来てくれた方をまた同じように手伝ってくれよというぐらいのレベルでお願いしたもののなので、もしけがが出た場合は話になると思いますけれども、その辺はあくまで利用者と指定管理者のほうの付き合いの関係でやっているぐらいのものだというふうに私のほうは認識しております。

以上です。

（芝寄）はい、わかりました。

あと最後に、埼玉県自殺対策強化補助金についてなのですけれども、額は小さいのですけれども、強化ということなので、どのような内容なのかお聞きできますでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 自殺対策の事業につきまして、冒頭平成22年度から県の基金事業としてさまざまな事業を行ってまいりました。今年度も当然その継続事業並びに、今回基金事業では終わりましたが、県のほうで新たに予算措置をとったというのが実は若年層に対する自殺の強化という意味でのこの強化という補助事業になります。先週赤見台中学校におきまして命の授業ということで講師をお呼びしまして、生徒並びに保護者に向けて講演会を行いました。そういった若年層に対する経費については全額補助しますよと。今まで行っていました、現在も行っております各種事業、啓発事業の消耗品であったり、キャンペーン活動のそれに係る費用であったり、心の相談における臨床心理士の費用であったり、そういったものにつきましては今まで100%基金で出ていたのですが、今年度からはそれが2分の1なり4分の3ということで補填されるという新たな補助システムができ上がりました。ですから、その補助金……

(何事か声あり)

(委員長) ちょっと休憩します。

(休憩 午前9時44分)

◇

(開議 午前9時45分)

(委員長) では、再開します。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 言い直しは。

(委員長) 言い直ししていただいて、お願いします。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 今までの継続事業に加えまして、そういった若年層に対する講演会等の費用に対する補助金がついたという強化になります。先週赤見台中学校での心の授業、それと年明けの2月には共和小学校でやはり同じ小学生向けに行う講演会、そういったものについては全額補助されます。また、今まで行っていたキャンペーン等、講演会、各種事業につきましては、その事業内容によりまして2分の1から4分の3までの県の補助が受けられるという新たな制度に切りかわったということでございます。事業内容につきましては、昨年

までの継続を全て今年度もやりつつ、今申しました中学校、小学校における命の授業、その中での講演が新たに追加されているというような事業内容でございます。

以上です。

（潮田）今回時間制限はあるのでしたか。特に。

（委員長）今のところ設けていませんが。

（潮田）よろしいですか。

（委員長）配慮をお願いします。

（潮田）最初に、5ページの健康ウォーキングポイント運營業務委託のところで、これ9月に募集があったかと思うのですけれども、この募集の状況、これ3年間やるということですので、まず当初でどのような状況だったのか伺います。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）8月の31日から受け付けを始めて、10月の8日、1カ月ちょっとですけれども、1,000個の歩数計が全部配られまして終了しております。それで、始めて二、三カ月たっていますけれども、やっとパソコンの登録の仕方とかも落ちつきまして、今現在ではネットのほうで900人ぐらいの方が1週間置きにデータを更新しているような状況で、今順調に進んでいる状況です。

以上です。

（潮田）今1,900人、900人、どちら。今900人と言った、1,900人と言われた。

（委員長）900人。

（潮田）900人。はい、わかりました。

この事業、当初の考えていたものどおりにできているということによりよいのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）今のところ、3カ月たっていますので、順調にっております。また、年がかわってからは、フォローアップ教室とかの開催を計画しておりますので、これから通知を出すような段取りで進めております。

以上です。

(潮田) 続きまして、外国語指導助手配置業務委託のところ、これはたしか今年度から委託が1カ所になった、それまで2カ所でやっていたのかなというふうに思うのですけれども、1カ所になったものだと思うのですが、その業者一本化にしたことでのメリットとかというのはどういったものがあったのでしょうか。

(学校支援課長) 業者につきましては、25年度から行っております。メリットとしましては、例えば急に病気ですとか家庭の事情で来られないというときに、その業者で管理していますALTの方をすぐ派遣できるということで、授業ができないということがないと、すぐ対応できる体制がとれているということが挙げられます。

以上です。

(潮田) このALTについては、今年度から鴻巣市としても1人、この業者委託とは別に採用しているかと思うのですけれども、そここの配置業務委託との関係というのはどういうようになっているのでしょうか。

(学校支援課長) 1人6月から採用ということになりまして、教育支援センターに通常勤務しておりますので、通常のALTはもう配置が決まっておりますので、なかなかローテーションというのはもう決まっておりますので、そこに当てはまらない日といいたいまいしょうか、に特に人数の多い鴻巣中学校ですとか、調整をとりながら補助に行っているということがあります。

それから、7月中につきましては、勤務がALTはありませんので、後半、特に中学生の英語弁論スピーチというのがありまして、そのスピーチの原稿を見たり、実際生徒たちの発音を聞いたりということで、そのスピーチの練習に活用しています。

それから、川里地域ですので、小中の連携、幼稚園、保育園との連携というのもありまして、ひまわり保育園などにも行って英語の勉強というか、地域とのつながりを保つような活動もして、大変フレキシブルに活用しているところでございます。

以上です。

(潮田) そうすると、今回債務負担行為でなっているこの12人とこの教育支援センターに1人配属されている方というのは、よく連携をとって、市からのいろいろな要望とかというのもこの1人配置されている方を通じていろいろなことができているということによろしいのでしょうか。

(学校支援課長) そのとおりでございます。

あと、ALTにつきましては、月に1回ALTミーティングというのがありまして、12名のALTの方が場所で言うと中央公民館に集まりまして、お互いに情報交換をして、より質の高い授業のあり方ですとか、担当指導主事や会社も入って進めているところでございます。

(何事か声あり)

(学校支援課長) 失礼しました。ALTミーティングは年5回でございました。失礼いたしました。訂正いたします。
以上です。

(潮田) ちょうどこの委員会でもこの前の視察が英語村に行ったりとか、英語教育ということをやっておりましたので、さらなるこれの充実を願っていきたいと思っております。

次に、11ページ、歳入のほうで11ページであり、歳出のほうでは16ページになります。もうちょっと手前からかな。保育に関係します。保育課への質問なのですが、これいろいろな名称の変更があった、制度自体はことしの4月から子ども・子育て新システムになったということですが、実際には保育をする保護者の立場からすると何がどういふふうに変ったのかが非常にわかりにくいですし、市のホームページをちょっと先日もよく細かくチェックしてみたのですが、市のホームページだけでもよくわからない。私も前に議会で保育コンシェルジュが必要ではないかということ提案させていただいたのですが、保護者にとって今新しくなったシステム、自分の子どもの場合、また自分の勤務の場合どのようにしたらよいのかというのが今回のこの名称が変わったとか何とかといっても保護者にはよくわかりにくくなっているかと思うのですが、そういったお金の、最終的にはお金自体は変わら

ないにしても、わからない部分については保育課としてはどのようにやっているのでしょうか。

（保育課長）今回の補助金等の変更につきましては、対認定こども園ですとか保育園さんですとか、そういうところに対して変わるものになっておまして、そちらの事業所ごとにはそれぞれどんなふうになって変わって幾らになりますというようなご説明はさせていただいております。また、確かに保育の制度が変わりまして、保護者の方にとってわかりにくい制度になっているというのは私どもも実感しております。個別に窓口にご相談に見えた方には丁寧にご説明をしておりますので、窓口に出る職員全員コンシェルジュのつもりでやっておりますので、来ていただいたり、あとお電話等で問い合わせいただきましたら、懇切丁寧にご説明はしております。

（潮田）窓口に来た方にはそうだと思うのですが、やはり窓口に来ない、何年か前の知識でいくとうちの子の場合は保育園かしら、うちの子の場合は家庭保育園かしらというような、単純に思っている保護者の方も多いかな、今認定こども園もできたし、またそれ以外の一時預かりもあり、それ以外の延長保育もかなり整備をされてきているということからすると、もう少し積極的なアピールがあってもいいのかなというふうに感じておりますが、この制度が変わったことについて何か新たな、今度また来年度も認定こども園が新しくできたりとかというのがありますよね。そういった周知は、保育課から子どもさんの年齢、該当するであろう年齢の方たちにお知らせするというのは、市としては特にはしないということになるのでしょうか。

（保育課長）これは、私どもの事業ではなかったのですが、ふれあいセンターの自主事業ということで、子どもさんのいる保護者の方対象に制度の説明ということで、私も出向いて保護者の方に説明をさせていただきました。また、こども未来課さんのほうでそういう説明会をほかにもやるというようなことを聞いております。

以上です。

（潮田）はい、わかりました。

続きまして、では保育課に関連してもう一つ、13ページの病児保育事業補助がありますよね。補助金のところ。この病児保育、始まってまだそんなに歴史があるわけではないわけですがけれども、今に至るまでの利用状況とか、また課題とか。これふえたということは利用者がふえているということだと思えるのですけれども、だから単純に県支出金のほうでも出ていますけれども、この利用状況どのような形でしょうか。

（保育課長）昨年度から始めた事業になっておりまして、平成26年度の実績を申し上げますと、延べ利用人数は258人でした。今年度につきましては、10月までの利用状況が出ていますが、10月までの延べ利用人数は110人ということで、ちょっと昨年度より減ってしまっているような状況なので、もう少しアピールして周知しなくてはならないかなと思っているところがございます。

（潮田）病気で、必要がなければ少なくともいいのですけれども、病気にならなくて必要がなければいいのですけれども、これからインフルエンザとか何かもあったりとか、かなり大変になってくるかなと思うのですが、この26年度258人、また27年度10月までで110人というのは想定していたよりも多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

（保育課長）当初想定したよりも少ないです。始めてみましましたら、病気の種類によって一緒の部屋では預かれないとか、そういういろんな事情が出まして、定員4名なのですが、その病気によっては2名しか預かれないとか、そういう事情が出てきまして、ちょっと予定よりは少ないなという状況です。

以上です。

（潮田）済みません、もう一回保育課です。いろいろな制度が変わって、名称が変わっただけのものもありますけれども、28年度の待機児童の予測、今の時点、今ちょうど募集中だと思いますので、まだ正確な数字は出てこないと思うのですけれども、今現時点で予測されるのはどのような状況になるのでしょうか。

（保育課長）毎年たくさんの方にご応募いただいて、ことしの4月におきましても待機児童ゼロということでやっておりますので、来年も待機

児童ゼロを目指してやっておりますので、今の段階では特に、ゼロでいきたいということしか申し上げられないのですが。申しわけございません。

（潮田）28年度は、枠で言うと何人ふえるのでしたっけ。

（保育課長）認定こども園が2園できまして、そちらでふえる予定が明らかになっている部分になるのですけれども、ちょっとお待ちください。
四十……

（委員長）ちょっと待ってください。

（保育課長）1つの園でゼロ歳から3歳までで42人、もう一つのほう、認定こども園でゼロ歳から3歳までで45人ということで、合計87人の定員増を図る予定です。

（潮田）ということは、今までよりも枠もふえるので、比較的楽になるというよりも、でも希望する方が多いという現状はあるのでしょうか。

（保育課長）昨年度も低年齢児の申し込みが大変多かったものですから、来年度も同じような傾向になるのではないかとは思っております。

（潮田）そうしましたら、16ページの障がい児通所給付事業、放課後等児童デイサービスでの利用者が多かったということで1,977万2,000円。これは、市でやっているこどもデイサービスセンターと、ほかにも放課後等児童デイサービスやっていますが、この内訳はどのようになっているのでしょうか。利用者の増というの内訳。

（福祉課長）利用者の放課後等デイサービスの利用者の増加の内訳ということでございますが、一番ふえたのが児童デイサービスセンターのめろす、金額的にはめろすが26年度の実績と27年度の推計で約1,000万超ふえる予定でございます。それと、その次に金額的に多いのが、めろすの医療型というのがデイサービスがふえまして、こちらがやはり五、六百万程度ふえる予定になっております。それと、もう一点、こどもデイサービスセンター、こちらのほうが約400万超、400万から500万ぐらいの間で増加する予定でございます。

以上です。

（潮田）市でやっているほうのこどもデイサービスセンターは、定員が

限られているので、これ以上余り受け入れることはできない状況なのではないでしょうか。

（福祉課長）26年の4月に開設しましたこどもデイサービスセンターでございますが、月平均で今8.6日が26年度の実績でございます。27年度の実績ですと、現在までで大体10.6日ということで、26年度から比較しますと月平均で2日ほど延びているという状況です。ですから、まだ枠としては受け入れ枠は可能かと思われれます。

以上です。

（潮田）はい、わかりました。

続きまして、歳出で15ページの介護基盤緊急整備等対策事業、これは新たな事業というふうに思うのですがけれども、ちょっとこの概要、先ほどの説明だけだとまだまだわかりにくい部分がありましたので、確認をしたいのですが、これは訪問看護のほうが進むというふうに聞いているのですが、この内容についてもうちょっと詳しく説明いただけますか。

（長寿いきがい課長）今回この補助金の対象となっている事業者が定期巡回随時対応型訪問介護看護ということで、サービスの内容といたしますと、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるようにということで、定期的な巡回、それから随時通報などの対応、それと利用者の心身の状況に応じて24時間、365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供できるというようなものでございます。先ほど訪問看護というお話もありましたけれども、訪問介護と訪問看護を一体的に提供できるというようなサービスでございまして、地域包括ケアに向けては中心的なものになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

（潮田）これが地域包括ケアの本当にケアシステムの一番重要な部分かなというふうに思っているのですが、今既に鴻巣市内でも訪問看護ステーションでありますよね。そっちとの違い。要は利用者側からするとどのように違うものなのかというのが1点と、前に登戸で同じような24時間対応型の訪問介護のほうのがあったけれども、補助金等も出したけれども、結局利用者が余りいなくて中止になってしまっていますよね。こ

れは、私が思うにはすごく内容的にいいものだけれども、周知が余りされていなかったというか、皆さんが余り理解していなかったというのもあったかと思うのですけれども、これって予算をとってやる以上しっかりと回していかなければいけないかなと思うのですが、そういったことに対してはどのようなことを市では考えているのでしょうか。

（長寿いきがい課長）まず、訪問看護との違いについてですけれども、今回この事業所さんにつきましては市内のあかり訪問看護ステーションというところと連携をさせていただいて、24時間の部分についてあかりさんのほうから訪問介護を派遣していただくというような形をとってございます。

それから、今休止中の事業所、あさひなさんがございますが、確かに利用者が少なく、事業所さんにとっては大変厳しい状況が続いているところでございます。今回この1事業者、新しく3月から始める予定になってございますけれども、そこの部分も十分、今回は2回目という形になりますので、2事業者目ということになりますので、市のほうでも十分できることをやっていきながら周知に努めて、少しでも利用者がふえるような形でやっていきたいと考えています。ただ、今回の定期巡回型の県のほうの補助金も、県のほうでも定期巡回をなるべく広めていきたいということで、特別に定期巡回ということに絞った補助金を出しておりますので、なるべく県内でも定期巡回順調にやっているところもございまして、その辺も見ながらバックアップさせていただければと考えております。

以上でございます。

（潮田）やはりこれ本当に周知していくことが、必要な方たちはたくさんいるはずなのですよね。だけれども、そこら辺のマッチングができていないから、前回のはちょっと途中で中途半端になってしまったかなというふうに思うので。あと、医師会との連携だったり、これを利用する側にとってわかりやすい形をとっていかないと、新しいものというのはなかなか市民の方にもわかりにくいものではありますので、ここについてはやっぱり新たな周知の仕方を考えていく必要があるのではないかと

思います。

そうすると、訪問看護ステーションがある、今回のこの定期巡回のがある、それのほかに今医師会のほうでは訪問診療というのも結構これから力入れるというようなことを聞いているのですけれども、そういった連携、全体の地域包括の市民の方にわかりやすいお知らせ等とかというのは何か考えているのでしょうか。

（長寿いきがい課長）医療との連携というところのお話になろうかと思うのですが、今の郡市医師会さんあるいは地区医師会さんのほうと調整をさせていただきながら、介護、医療との連携というところでは幾つかの事業を調整させていただいております。その中で、在宅医療連携支援センターですとか、あと往診医の登録ですとか、あるいは緊急時のベッドの確保ですとか、そういう部分も医師会さんのほうと詰めながらやっております、そこの部分と、あと介護の面ではこういう地域密着型サービスをなるべく普及させていって、10年後の地域包括ケア構築に向けてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（潮田）以上で。

（加藤）まず最初に、5ページなのですけれども、先ほどの説明の中で第3表のところ、中学生の海外派遣業務委託ということで、業者との契約を結んで円滑に進めていくために債務負担行為だというふうな説明があったかと思うのですが、中学生派遣のこの事業に対して、これって毎年こういった債務負担行為で業者との契約を結んでいるということだったのでしょいか。まず、1点目ですけれども。

（学校支援課長）はい、毎年行っております。

（加藤）そうでしたか。何か今までちょっと気がつかなかったのですけれども。毎年予算計上はされているのはもちろん知っていましたが、毎年債務負担行為で、毎年こういうふうな状況でやっていたのですね、では。

（学校支援課長）8月に行くためには準備の段階が必要ですので、4月の当初から始められるようにこの12月議会で毎年お願いしていたもので

ございます。

以上です。

（加藤）次が16ページなのですが、先ほどの説明で、9節のところの特定教育保育所関係なのですけれども、低年齢児がふえたことでこの補助金のというような負担金を出すというふうなことの説明があったかと思うのですが、実際どのぐらいふえたという。それで、途中入所になっていると思うのですけれども、そういう受け入れが即そういうふうなことができるのかを聞きたいと思うのですけれども。

（保育課長）一月につき幾らというようなことで計算をしておりますて、乳児が延べ541人入所で、当初予算では447人を見込んでおりましたので、94人がということになります。予算上です。それで、低年齢児の金額につきましては、その施設の規模ですとかによって金額はまちまちでございまして、例えば120人規模のところでは乳児が、いろんな加算もついてなのですが、18万4,060円というような保育単価でしたり、それから50人ぐらいのところだと22万870円ですとか、そのように1人当たりの金額もその施設によってまちまちなのですが、乳児が一番高額ということになっております。

（加藤）では、待機者はいないというふうなことでの説明もあったわけですが、では途中入所でもいろいろ事情があつて途中入所をしたいというふうな希望ももちろんあるかと思うのですが、そういう方も全て受け入れられるような今状況になっているという理解でよろしいのでしょうか。

（保育課長）現在調べたところでは、待機者というのはいないという状況なのですが、保留児童というような扱いのお子さんがいらっしゃいますので、そういうようなお子さんをなるべく入所していただけるようにという努力をしておりますが、なかなか面積要件ですとか保育士さんの要件ですとかいろいろありまして、そういうのをクリアできるように努力しているところでございます。

以上です。

（加藤）では、例えば勤務先とかいろんな関係でここの保育所に入所さ

せたいという保護者の方の希望どおりには必ずしもやっぱり、途中入所の場合特にそういう希望どおりにはならないという現状も、今年度に限って、まずはこの補正に関しての中でそういう状況はあったのですか。

(保育課長) 入所の申込書には第5希望の保育所まで書いていただいております、その中で何とか入所していただきたいということで私どもやっておりますが、その第5希望のところまでも無理だということになりますとちょっと難しい状況になると思います。

以上です。

(加藤) 今第5と言ったのですか。第5。

(何事か声あり)

(加藤) では、第5希望までとなるとかなり、書かなければいけないから、では第5まで書くという状況に大体なっているかと思うのですよね。第1、第2ぐらいまでは何とかやはり勤務先とかいろんな関係で、できればやはり、朝の忙しい時間ですから、そういうここに入りたい、入れてほしいというのがあるでしょうけれども、第5希望までだったら、どこでもあいているところに入るということであれば本当に待機者は出てこないのかなと思うのですけれども、もっとやはり希望に沿うようなことでやっていければいいのではないかなと思うのですが、今回そういうことで補正の中でやったというふうな実態ですので、今後においてはやはりもっと子育てに関した中でやっていかなければならないことがたくさんあるのではないかなというふうには思っております。

では、21ページの先ほどのパークゴルフ場の改修の件なのですけれども、先ほどの説明ですとティーショットのところはかなり年数も経過している中でその修理ということなのですが、私も先月ちょっとパークゴルフをやる機会がありまして、1年に1回ぐらいなのですけれども、たまたま先月やったことがあるのですが、そんなに本当に、これそのことだけで194万という補正になるのでしょうか。もっと何かほかにやらなければならないものがたくさんほかに、このパークゴルフ場の改修ではなくてもほかにお金を使いたいところがたくさんあるかと思うのですが、やっぱり本当にこれは改修しなければだめというふうな判断のもとに予算

計上をした、補正をするという状況になったのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）増設できまして、18ホール、もう一個ふえまして、新しいほうのほうがティーショットの場所も新しいからもありますし、つくりも13年前のと全然違うので、古いほうと新しいほうで大分ティーショットのつくりが違うようになっていまして、18ホール回ってもう一人古いホール行くと大分ティーショットの高さだとか、前のは泥でつくってあるので削れてしまっているようなところもありますので、その辺で利用者から同じようなティーショットにしてくれよという要望が多いので、今回補正をお願いするように上げたものです。

以上です。

（加藤）より一層きちんとした環境のもとにやりたいのは、もちろんそれはわかるのですけれども、本当にそういった、早く言えば遊びですよ。本当にこの場合ね。そういうところにやはり194万、約200万の予算がこうして補正で即計上できるような状況だったら、本当に全て問題ないかと思うのですよね。なので、今回はそういう利用者からの要望というふうなことで、そういうところに気を使ったということがあるかと思うのですけれども、では本当にいろんなもので住民からの要望の中が全てそういうものがかなうのがあるかとなると、かなりこれ今利用者も本当に多くて、皆さん楽しんでいられて、それこそ健康づくりにいいことなので、いいと思うのですけれども、やはりどう受けとめるかというふうなことがあるかと思うのですが、ではより一層このコスモスコースですよ、これがもっとやりやすくなるというふうなことで、よくなることはいいことだと思うのですが、その辺をちょっと、本当に全てがそういうふうになるならいいかなというふうな思いがありましたので、ちょっと質問してみました。

以上です。

（委員長）それでは、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時20分）

◇

(開議 午前10時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(田中) 5ページの健康ウォーキングポイント運營業務委託についてご質問します。

市長が唱えております1日1万歩ということで、健康増進のために歩いている方が多いのですが、競走して歩いて3万歩を超えているとか、そういう話があるのですが、その辺の事業展開について把握している範囲内でお答えを願います。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) その辺の事情は、うちのほうもうわさで聞いております。ネットのほうに順番が出まして、トップの方はやっぱり3万歩歩いているのは私のほうも認識しております。歩き過ぎて亡くなってしまった方がいるとかという話もちよっと聞いていますけれども、3万歩というのはとりあえず、雨の日もありますし、平均で3万歩なので、とんでもない数字だなというふうには理解しています。そこで、総合体育館、コスモスアリーナ等に登録に来るときには、注意喚起のポスターを張ったりして、あくまで競走ではありませんので、1万歩以上行けばポイントは同じですというふうにはやっているのですけれども、ニックネームで登録されている方なので、あの方が1位だ、2位だ、3位だと何となくわかっているような感じで、きょう負けたから、あしたは取り戻すのだというような状況をやっていますのは把握していますけれども、あくまで競走ではないということは周知しております。これから教室の通知を出すときにその辺もう一度周知するような形で考えております。

以上です。

(田中) 次に、11ページの生活保護費負担金の関係なのですが、一応鴻巣市も生活保護の関係がどうしても年々増加していると思うのですが、その辺の推移と、歯どめと言ったらいいのですか、負担が多くなならないような対策について何かお考えをお聞かせください。

(福祉課長) 生活保護世帯の推移ということでございますが、手元にある資料がちょうど10年前の資料で、平成18年で386件、平成27年の10月現

在なのですが、571件ということで、実に1.48倍ということで増加をしております。また、世帯別の累計でございますけれども、約半数が高齢者世帯ということで、今現在で47.1%ということです。その次に、傷病者世帯、こちらが33.6%、その次が障がい者の世帯ということで17.3%。最近顕著になってきていますのが、リーマンショック以来失業による生活保護の受給という方が何人か、やっぱり何世帯かふえておりまして、そういったその他世帯が13.7%です。次いで、次母子世帯が4.9%ということで、昔ですとやっぱり高齢、傷病、障がい、母子、そういったところが主流になっていたのですが、最近ですとそういった離職による生活保護の受給という方が傾向としては見られるようになったという状況でございます。

以上です。

（田中）今の件なのですけれども、高齢の年金の方の関係で、年金受給者と生活保護との関係で、生活保護の方のほうが国民年金とかの受給の人と比べるといいのではないかなというような話も見受けられるのですが、その辺はどのように公平性からの観点から捉えているのでしょうか。

（福祉課長）生活保護と、あと国民年金の受給者との関係ということでございますけれども、こちらの国民年金につきまして、満額掛けていらっしゃる方ですと大体80万弱年間受け取っていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、生活保護の制度につきましては国家が国民に対して人間らしい生活あるいは健康で文化的な最低限度の生活を保障することになっております。ですから、そういった意味では生活扶助につきましては国民年金の受給額とほぼ遜色はないかと考えております。ただ、そのほかに医療費の扶助あるいは住宅扶助、そういったことを加味しますと、家賃、借家に住んでいる方あるいは医療費扶助でかなり透析をしている方ですとか重病の方もいらっしゃいますので、そういった方を踏まえますと、受給額で考えますとそういった国民年金を上回る扶助費というのは実際出ているということは確かでございますけれども、そういった国民年金の方がもし仮に住宅を失ったりあるいは重病を負ってしまったといった場合については、そういう生活保護の道もある

ということでございます。

以上です。

(田中) やはりちょっと難しいとは思うのですが、今20歳から年金をとということで、学生ならば学生の免除、生活が苦しいならそれらの援助をもらっておけば、万が一といいますか、ときにも障害者年金がもらえるとかいう形がとられているのですが、その年金に入る時点で、入らなくも最終的に生活保護をもらえばいいのだという、そういう考えの人も一部おるので、その辺のことを行政としてはどのようにしていくのか。現実には65過ぎの人で入っていないくて、要するに年金受給ではないので、生活保護のほうに申請をしているような方も見受けられるので、その辺の考え方、これからの若い人たちに対してはどのように対応していくのか。現時点でそういう対応をせざるを得ない部分があるのかもしれないのですが、これからの若い人たちの年金を掛ける対応等に対しましての踏み込んだ対応についてもちょっとお聞きしておきたいのですが。

(福祉課長) 年金の関係につきましては、福祉課の管轄ではございませんけれども、一応年金制度につきましては…今この部会ではない、こちらの部会で…

(何事か声あり)

(福祉課長) はい。社会保険のほう、一応今若者の方が定職というのではなくて正社員になれないというようなことで、派遣社員ですとか、あるいは非正規雇用ですか、そういった方がふえているということで、なかなか年金も掛けられない状況ではあるということで考えております。今生保のほうに新たに受給される方の世帯別の理由なんかを見てみますと、親の年金がやはり死亡等によってなくなってしまったあるいは仕送りがなくなって、それによって生活保護になるという家庭もいらっしゃいます。それとあと、世帯主の傷病、そういった理由ですとか、あるいは先ほど申しました失業というようなことです。社会保障の根幹をなすような医療と年金という2つの制度でございますけれども、そういった就労の関係もありますので、もう就労の関係から変えていかなないとなかなかそういった年金のほうの受給者をふやしていくというのでしょ

か、正規雇用をふやしていくことがやっぱり社会としても必要なのかなというふうには考えております。

以上です。

(田中) 次に、13ページの、先ほども質問あったかと思うのですが、病児保育事業費補助金なのですけれども、病児保育についてなののですけれども、こちらの近くのヘリオスのほうで始まったと思うのですけれども、鳴り物入りで始まった割には、ふたをあけてみたら意外と少ないかなという印象なのですけれども、やはり何か問題、不都合、利用者にとっては何か足りないものがあるのかなというふうに推測をされるのですが、何かその辺について思い当たることとか、今後の対策とか、その辺を考えていらっしゃるのでしょうか。

(保育課長) 病児保育をやっていただくに当たっては、やはり病院の施設であって、看護師さんがいらして、保育士さんもいらっしゃるというようなことで、整っているところでヘリオス会病院さんに委託をしてやっていただいているところではあるのですけれども、場所的に川里ということで利用しにくい方もいるのかなというのはいささか感じております。

以上です。

(田中) それで、今の話では場所かなという感じが、確かに言われてみれば感じます。かといってほかのというわけにもいかないのが、様子を見ていかなければならないかなというふうに考えるところでありますので。

次に、15ページの介護基盤緊急整備等特別対策事業なのですが、新しくできたということは事業所の関係で、今までの事業所と新規の事業所とか、その辺の兼ね合いについてちょっと説明がいただきたいのですけれども。

(長寿いきがい課長) 定期巡回の事業所の関係だと思うのですけれども、新旧ということでの伺いだと思うのですが、まず旧ということで、24年から定期巡回のサービスをやっていた事業所さんが1つございました。ただ、ちょっと利用者人数ですとか、その辺の兼ね合いもありまし

て、今休止状態になってございます。実際に定期巡回を使っている方は、今利用者はおりませんので、定期巡回についてはサービスがないという状況でございます。今回新しい事業所につきまして、来年の3月のサービス開始を目指して準備を進めているところでございまして、これ場所もまたちょっと違うのですけれども、介護保険の運営協議会のほうでも審議をいただきながら市のほうで指定をさせていただいた事業所になっております。今後その新しい事業所さんが運営がなるべくうまくいくようにということで、市として挙げてバックアップをしていくという状況でございます。

以上でございます。

（田中）新規事業所、まるっきりの新しいところですか、それともほかにやっていて新しく参入するということなのでしょうか。

（長寿いきがい課長）この新しい事業所さんは、まるっきり新規の事業所でございます。

以上でございます。

（田中）差し支えなかったら、その事業所についてお教えいただきたいのですが。

（長寿いきがい課長）この事業所さんは、場所は生出塚2丁目でございます。名称が定期巡回随時対応型訪問介護看護なでしこという名称でございます。先ほど申し上げましたけれども、あかり訪問看護ステーションさんと連携をとりながら訪問介護と看護を両方サービス提供していくという予定でございます。

以上でございます。

（田中）次に、最後なのですけれども、20ページになるのですか、中学校の施設改修で、つり天井の関係で話が出たと思うのですけれども、川里中の体育館と鴻巣中の柔剣道場ということだったのだけれども、この柔剣道場はたしか鴻中というか、吹上とかに新設というのがたしか、どこか新しく柔剣道場をつくったところがあるかと思うのですけれども、その構造的な違いというのがどのようにになっているのかちょっと聞きたいのですけれども。現在の前からのつり天井はだめということなので、

その後つくった柔剣道場についてはどうなのかということです。

(教育総務課長) まず、武道場についてなのですが、鴻巣中の場合は柔剣道場、ほかの学校の場合については武道場という名称が多いと思うのですが、武道場、柔剣道場含めて中学校にあるのは鴻巣地域だけでございます。体育館については全小中学校ございまして、つり天井があるのは先ほど申し上げましたように川里中学校だけです。武道場、柔剣道場を含めて市内の小中学校でつり天井があるのは、鴻巣中の柔剣道場だけでございます。その2校が対象で、今回この2校が改修を行うという、そのような形です。

(田中) 要するにほかの施設については問題がないということでよろしいわけですね。

(教育総務課長) はい。ほかの学校については、つり天井という構造の天井は有しておりません。

(竹田) では、5ページからお聞きしておきます。

今回健康ウォーキングポイント運營業務委託ということと外国語指導助手の委託事業ですが、この事業に当たって人件費も含んだ積算をしながら業務委託をしているというふうに思いますが、一億総活躍、給料を上げなさいということで安倍首相は盛んに言っていますが、そういう点での業務委託に当たって賃金はどのくらい上げた内容になっているのか、それぞれ伺います。

(学校支援課長) 今年度につきましては、給与に係る部分ということでお答えしますと、1カ月当たりということでしょうか。大体、それは一人一人のALTの能力というか、それによっても違うかと、能力というか、経験年数が違うかと思いますが、平均しますと24万円くらいでございます。

(何事か声あり)

(学校支援課長) 去年との比較については、少々お時間いただければと思いますけれども。済みません。

(竹田) 今教育委員会のほうからは、ALTの業務委託で専門性も含めて月給で、月額出していただいて、それをどのくらい上げて来年度は債

務負担行為として上げていますかと。例えば時給1,000円にしてやっていますとかという答えに私はなるのかなというふうに思ったものですか、それも含めてちょっと教えていただきたいの。それは後でということですね。

それからあと、健康ウォーキングの運營業務委託についても人がやるわけですよ。先ほどの受ける業者が。だから、例えば今年度は時給幾らで、来年度幾らにしてこの業務委託を出していますという中身について教えていただきたいと思います。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 業務委託費の今年度なのですけども、委託費全部込みで1,000万で今年度は事業を始めている状況です。この28年、29年度も委託費を1,000万ずつということで、手当とかというのは、明細細かいのありますけれども、そこまでは。明細は出ていますけれども、委託費の事業費は1,000万で、消費税引いた分をここに上げてあります。

以上です。

(竹田) ずっと先ほどから生活保護の問題も年金の問題もそうですけれども、ひっくるめて例えば1,000万ねとしたときに、では請け負う業者がどのくらいの金額で実際人件費を払っているかというのはやっぱり、この間全員協議会の説明の中に働く人の懐を温めると、非正規雇用を減らすというのが総合振興計画の中で示されているのです。だから、逆に言えばそういう方向にきちっと配慮した、やっぱりそこで働く人たちの給料を上げることが全体的に言えば雇用の安定につながって、生活保護にもならないような社会の仕組みになっていくということですので、ぜひ今後業務委託をするときにはやっぱりそこで働く人たちに配慮した契約内容にする、そのためには公契約条例を私つくっていくこと必要だというふうに思うものですから、ぜひそのところでそれぞれの、スポーツ健康課と、それから学校支援課のほうだけでできるとは思わないですけども、非正規雇用をふやすというやり方ではなくて、やっぱりそこで働く人たちも一定程度の給料が保障されるような仕組みを各自治体でつくるのが私は必要だというふうに思うので、あえて聞かせていただいて

おります。ぜひちょっとそういう点では今後配慮していただきたいと思うのですが、どうでしょうか、担当課としては。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）今委員さん言われたことは考えてこれからやっというと思うのですけれども、今回のウォーキングポイント事業は初めての事業で、全国的にも初めての事業ですので、今回1,000人という対象で行いました。行った時点で、窓口に来た高齢者の方が結構多く、計画ではこのくらいの操作を教えればパソコンを使えるのかなというのが大分一人一人の時間がかかったというのは実績であります。そのために、会社のほうとすれば助っ人の人数をふやしたりして対応させていただきましたので、1人の単価を幾ら幾らというのはなかなかまだ見えない事業ですので、対応できないかと思っておりますけれども、今回の実績が出た時点でその辺を考慮して契約をするように考えていきたいと思っております。

以上です。

（竹田）続いて、同じページの中学生海外派遣事業委託費で、これは先ほどからるる説明されていてわかるのですが、この中学生海外派遣事業は基本的には出すところがこどもの夢基金ですよ。子どもたちの夢基金。その夢基金は何かというと、海外事業をするために基金として積んで、それを毎年20人くらいがオーストラリアのほうに行くための基金にしているわけですよ。私本当にこども夢基金って大事だと思うのですが、こども夢基金の使い方が海外派遣事業だけに限っているのです。ですよ。私がちょっと言いたいのは、例えば子どもというのはみんな全ての子どもたちが夢を持って生きている、その子どもたちの夢を支援するのがやっぱり自治体の役割だというふうに思うので、その海外派遣事業だけではなくて、もっと就学、とにかくこれからやるのですけれども、例えば就学援助にも回すとか、子どもたちの夢をなるべく応援する事業にその要綱を広げることができるかということは今ちょっと質問しているのです。

（委員長）誰が答弁をしますか。

（学校支援課長）今年度につきまして、夢基金から75万円いただくとい

うか、そこから海外派遣に回しまして、これは1人当たりになりますと3人分の補助を受けたということになります。これは、海外派遣にかかわるものとして使わせていただくということなのですが、そのほか子どもたちの教育事業にということも検討させていただくということでの今お答えになります。(P. 35に発言訂正)

以上です。

(竹田) ぜひ検討していただきたいと思うのです。海外派遣にいわゆる行ける子どもたちというのは、各学校でも英語ができたり、優秀な子どもたち、かつ経済的に一定程度余裕がないと、自己負担もありますから、行けないわけですよ。だけれども、就学援助をもらっている子どもたちが本当に行けるかといったらそうではないわけで、そういう点ではもっと子どもたちの夢を応援する、そのためにぜひ要綱について検討していただくということですので、検討ということはそれなりに前向きな中身かなというふうにちょっと思いますので、あえて質問をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

続いて、11ページで、保育にかかわる部分では、子ども・子育て支援法の改定に伴っていろんな事業名が変わりましたということで、そのために国が幾つ、2分の1とか4分の1とか、補助金がこういう割合ですということでは非常に、他の議員も質問していましたが、制度が複雑になるというか、実際に執行部の方も大変そのためにご苦労されたということをお認めました。制度というのは、本来シンプルが一番いいと思うのです。だから、わかりやすくする。周知を幾ら徹底したってわからないものはわからないので、そのことはあると思うので、やっぱりそういうものをつくり出すということは利用しにくくしているのかなというふうにはちょっと私は勘ぐらざるを得ないような仕組みにしたのですけれども、この制度によって皆さんはどのくらい残業をしましたか。制度改定によって。ここによって実際に補正をしてペーパーを使うということは、そのためにソフトも変えたりやるわけでしょう。制度についての仕組みもやるということだから。残業はどのくらいしましたか、職員の皆さん。

(保育課長) 今手元に資料は持ってきていないのですが…

(何事か声あり)

(福祉子ども部長) 残業はどのくらいふえたのかというご質問です。本来保育課というのは、通常課の努力でなるべく超勤はしないということで、昨年度の前半ぐらいまではどうにか時間内で帰るように努力をしておりましたが、やはり条例改正、制度改正の中で、後半からは一気にふえました。ことし4月に入って落ちつくかといいますと、過渡期の関係で、説明もありますし、制度の改正の内容について事務を進めなければならないこともあって、まだ前半は超勤が残っている状態です。ただ、後半に入りまして少し落ちついてきているかね、まだ落ちつかない。

(今度入所事務のほうがの声あり)

(福祉子ども部長) その制度の改正に伴って超勤がふえた、落ちついたかなと思ったところで来年の制度に向けて現在もう新しく継続の入所申請を窓口で直接保育所に行って伺うということでやっておりますので、決して減ってはおりません。

(竹田) 本当に皆さんご苦労だなというふうに思います。とりわけ1階のフロアは女性の職員が多いのです。本当に残業せざるを得ない環境だと、皆さん頑張り屋さんですから、仕事が終わるまで帰れないとかということも含めれば、私はぜひ国にお願いしてほしいと思うのです。シンプルな制度にしてくださいと。それは、わざわざそのために説明しに行かなければいけないということも含めれば、やっぱり市民目線、国民目線に立ってシンプルな制度にしてくださいというふうに、私はぜひ意見として上げていただきたいというのが私の今回の補正を見ての考えなのですけれども、部長さんいかがでしょうか。

(福祉子ども部長) 確かに制度改正に伴いまして保育課のほう、事務のほう煩雑になり、職員の残業もふえております。ただ、これも子ども・子育て支援法による制度改正の変更の時期でありまして、内容はシンプルです。基本的にこの子ども・子育て支援法に入る園だとか認定子ども園ですとか、もちろん保育所はあくまでもこの給付の範囲、それ以外に入らない幼稚園はあくまでも文科省の教育の範囲、基本的にはこの部分

は変わりませんので、制度が安定して変更が落ちついたころになりますとシンプルになるのではないかと私は思います。

(竹田) はい、わかりました。ここでいろいろやってもしようがないので。

そうした中で、第5希望まで保育所の入所希望を出してもらっていると。今までにないケースだと思うのです、第5まで。今までも出していましたか。でも、入れない子どもがいるということですよ。第5でおさまっているのですか。さっきの保留児という、いますということと、それと乳幼児の3歳未満児の入所希望が多いということだったのですけれども、現在3歳未満児の保留児はいませんね。

(保育課長) 厚生労働省のほうで年に2回調査をしておりますして、4月1日現在のものが今正式なものになっておりますして、10月1日についてはただいま調査中ということになります。それなので、4月1日現在の状況ということになりますが、ちょっとお待ちください。すぐ出ます。保留児童は4月1日現在に29人おりますして、年齢はゼロ歳が4人、1歳が17人、2歳が7人、3歳が1人です。

(竹田) それは、4月1日現在ですよ。いわゆる面積要件とか、それからいろいろ含めて解消はされていますか。

(保育課長) 解消というよりも、毎月申し込みがまたふえておりますので、保留自体は解消はされていないと思うのですが、統計自体はまだ出ていない状況です。

以上です。

(竹田) では、確認しておきますが、4月1日は3歳未満児で29人だったけれども、入所がさらにふえているので、10月1日現在で今調査中だけれども、ふえている可能性があるということによろしいですね。

(何事か声あり)

(保育課長) 保留。そうです。調査中ですので、調査を待つということになります。

以上です。

(竹田) はい、わかりました。

少子化なのに働くという行為をせざるを得ない人たちを支援するのがやっぱり国なり自治体の役割だというふうに思います。それ認定こども園はもちろんやっってくださいということではありがたいことですがけれども、やっぱり今後の就労人口が今減る傾向にあるよということで国が問題意識を持ち始めていますよね。だから、就労をしている人たち、保育園に預けている家族の人たちのほうが子どもを出産する人数って多いのです。正規雇用で保育所に預けている人たちのほうが子どもが人数が多いというのが、民間保育所のある方がおっしゃっていました。そういう点では、公立保育所を建てるというご予定は今後あるのでしょうか。

（保育課長）建てる計画はございます。

以上です。

（竹田）はい、わかりました。ぜひ公立保育所でやっていただきたいということを申し上げておきます。

それから、続いて生活保護費ですけれども、先ほど保護費の負担金で、これは12ページで、いわゆる住宅扶助等、冬季加算が改正というか、皆さんは改正とおっしゃいますけれども、受給者にとれば減らされたというので大変な状況で、実際今まで例えば4万1,500円だったのが3万7,500円に減らされているということを見ると、そのためにシステム改正によるのですけれども、これによって、住宅と冬季加算が減らされることによって幾ら、いわゆる生活扶助のかかわり合いで金額というのは影響というのは出てくるのでしょうか。

（福祉課長）まず、住宅扶助の関係でございますけれども、住宅扶助につきましては、先ほどご発言ありましたように鴻巣市に住む単身世帯で見ますと4万1,500円から3万7,000円ということで約4,500円下がるわけでございますけれども、7月から10月までに契約更新をした38世帯で見ますと、年間の影響額は16万2,000円の減という数字が出ているのですが、全ての世帯がこの住宅扶助の引き下げに伴って必ずその引き下げをしなければならないかという場合については、例えば高齢、傷病、障がい、そういった方については必ずしも転居指導をしなくてもいいということがございますので、そういった方を含めますとちょっと、先ほどの

7月から10月までの影響額で年間で16万2,000円程度ということですので、今後契約更新を迎える世帯がまだ6分の5ございますので、はっきりとしたちょっと今現在影響額というのは算出できない状況でございます。

また、冬季加算につきましてですけれども、冬季加算につきましては11月から3月までにおいて冬季における光熱費の増加、需要に対応するという事で、生活の扶助費に上乗せをされて支給されているものでございます。今回の改正につきましては、特に気候が厳しい地域に配慮した調整、また世帯人員別の是正あるいは光熱費の等級別の格差是正と、そういったことが主な改正理由ということで、近年の光熱費の物価の動向を踏まえて適切な水準にするようにということでございます。具体的にでは幾らぐらい減るのかということでございますが、冬季加算ひとり世帯の月額につきまして、大体ひとり世帯で2,520円から2,580円ということで、60円の増加になっております。それと、4人世帯では月額4,420円から4,490円ということで、70円の増加ということでございます。全体で見ますと、こちら大体試算年間でどのぐらいでは違うのかということで、影響があるのかということで試算しましたら、20万円程度年間で冬季加算の関係が増額になるのではないかと試算をしているところで

以上です。

（竹田）本当にだんだん、だんだん生活が厳しくなって、今新しい言葉で下流老人、私たちが幾らでもなり得る可能性がある下流老人と、あと介護殺人という言葉も出るくらい。それで、この間の深谷の事件は、2日前に生活保護の相談をしたけれども、緊急性がないということで帰ってきたというのがテレビで報道されていたのですけれども、そういう点からいうと困って相談に行くので、ぜひ、今も非常に親身になって今相談していただいていますけれども、この間あった例は口頭で相談しても申告とみなすということですよ。だけれども、先日相談した例はちゃんとした書類を持ってきて初めて申請というふうに教えてくださったのです。私が申し上げて、口頭でも申請できますよねと、1枚目だけ書い

て申請して、4日の日に申請しましたがけれども、口頭申請についても少し担当課では徹底していただきたいと思うのです。ちゃんと書類を持ってきて申請ですねと説明されたのです。ですので、それは本当に口頭でも申請できますということについてはもっと福祉の現場でやっていただきたいというふうに思います。要望しておきます。要望というか、ということで現実をどういうふうに捉えているかということも含めてちょっとお答えいただきたい。

（福祉課長）申請権の侵害につきましては、特にケースワーカーで留意しているところでございます。口頭での申請ということも可能ということでございますので、先日書類に署名していただいたということはございますけれども、書類の形でやはりこちらとしても残したいということが、せめてお名前と住所、書けない方については本当に口頭で言っただいて、こちらで聞き取りで住所、名前を書く場合もあるかもしれませんが、書けない方についてはそういう対応をいたしますけれども、最低限申請書の住所とお名前だけは書いていただくような形では今やっておりますが、書けない方についてはもちろん口頭でも対応しておりますので。

以上です。

（竹田）ぜひ、困ってみんな相談に来るということで、よく踏まえていただきたいと思います。

最後に、先ほど吹上のパークゴルフ場の件で、雪が降ったときも除雪でボランティアで協力してくださったということで、それは指定管理者との関係だというふうにおっしゃいましたけれども、何かあったときに、では市は知りません、知らなかったとか関知しませんというわけには私いけないと思うのです。市民にとれば、市が運営しているパークゴルフ場というふうに見えますので、そうした場合に例えば社協のやっているボランティア保険とか、そういうものも含めて活用ができるのかどうか、たまたま除雪したときに滑って転んでしまっただけがしてしまっただけというときに、せっかく善意でやっている人たちに対してやっぱり市としての誠意をひとつ見せるという点で検討できないかなというふうにちょっ

と思うのですけれども、そのことをお聞きします。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 指定管理者と市の関係では同等のレベルでやっていますので、当然指定管理者で募集した時点でその辺の保険は入っております。当然情報的にはうちのほうも報告していますので、市のほうが把握していないというわけではなくて、あくまで、繰り返しですけれども、本当に毎日来ている常連客に窓口の方がちょっと言ったら、では俺らも行くところがないから手伝うよというレベルで手伝ってもらったとうちのほうは把握しています。けがのほうの保険は、指定管理者のほうで対応できるような契約になっておりますので。以上です。

(竹田) では、今私は手伝ってくださったことを何か問題にしているわけではないし、みんな自分たちが利用しているところを気持ちよくやろうということだから、それは本当に市民の皆さんの良心として、いいものをつくろうというのは行政の側とか、そういうところで境界線を引くわけではなくて、だからそういう点ではありがたく受けとめて、だから何かあったときには大丈夫よというお答えだったので、了解しました。以上で終わります。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

(ちょっと休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時23分)



(開議 午前 11時23分)

(委員長) 再開いたします。

(何事か声あり)

(委員長) まだですか。

(何事か声あり)

(委員長) ちょっとまた休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 2 4 分)

◇

(開議 午前 1 1 時 2 5 分)

(委員長) では、再開をいたします。

(学校教育部長) 先ほどの竹田委員さんからのご質問で、まず A L T の給与の関係でございしますが、昨年度と来年度の業務委託の今回、今年度業務委託している業者に見積もりをとったところ、来年度合計金額は上がっておりますので、ただその中で A L T の給与以外にもいろいろ諸費用が入ってございしますので、給与の部分だけが幾ら上がったかというのは今ちょっと確認はできない状況ですが、全体の委託料は上がった見積もりが出ておりますので、その内容しかちょっと今答えられません。

それと、もう一点、先ほどこども夢基金の使い道の件で、課長のほうから検討しますという発言があったのですけれども、もともとこのこども夢基金が立ち上がったその設置の目的等については、市内の鴻巣市立中学校生徒海外派遣事業及び国際理解教育事業に要する経費の財源に充てるため鴻巣市こども教育夢基金を設置するという事で目的が規定されてございしますので、これを先ほど委員のおっしゃった就学援助関係のものにということにはちょっと厳しい、難しいものというふうに捉えております。先ほどの課長の発言を訂正させていただきます。

以上でございします。

(委員長) 以上でよろしいですか。

では、これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員

の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時28分)



(開議 午前11時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第100号 平成27年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 6ページのところで、全体ですけれども、今回保険基盤安定繰入、今回の補正予算自体が、これは人数がふえたとか、その数字の根拠というのはどういったものから出ているのでしょうか。

(国保年金課長) 当初予算では、当初予算に合わせまして大体前年の10月ごろに翌年度のある程度見込みが示されているところがございます。今回、今回というよりも毎年10月21日前後ですか、確定を行いまして、確定がされまして、今回は10月21日に確定されましたので、その差額分について増額補正したものでございます。これは、先ほども申し上げてありますように、保険料の軽減というものが行われていますので、その軽減分を県が4分の3、市が4分の1を負担するというところで、多少増額になっておりますけれども、見込みより多少ふえたというところがございます。国の割合はないのですけれども、もう数年前に一般財源化されているということで、交付税のほうで多少需要額のほうに算定されているというところがございます。

以上です。

(潮田) そうすると、これは保険料の軽減が行われたためのものであつ

て、後期高齢者医療の人数がふえたとか、または医療費が増大したとかということからのものではないということになるのでしょうか。

（国保年金課長）保険料の軽減は、低所得者の方への軽減ということで、これ国民健康保険にも7割、5割、2割という低所得層に対する軽減がありまして、同様な制度が後期高齢者医療のほうも軽減が行われていきます。それで、低所得者の方が当然毎年度変わってきますので、その辺の増減があるというところでございます。

（潮田）済みません、確認したいのです。要は今回の制度改正が行われたからのためであって、単純に医療費が増大したとか、そういうことではないということでもいいのか。どういうふうに。

（国保年金課長）あくまでもこれ医療費の増大というよりも低所得者対策でありますので、所得が低い方に対しまして保険料を軽減する制度です。後期高齢者医療制度というのは、2年に1回保険料の見直しがありますので、来年度、28年、29年度また、今広域連合のほうでまさしくその保険料2カ年をどうする、保険料率をどうするかとやっておりますので、それは当然そのときに医療費の今後の増加等を見込んで改定しますので、ここの言っている27年度、今回補正については、あくまでも決められた保険料率が26年、27年と実施されている中で、これは制度として低所得者に対しまして軽減制度がありますので、この段階では別に医療費が見込みより上がったとか、そういう問題ではございません。

（潮田）以上で結構です。

（竹田）2点お聞きします。

1点目が今の安定化基金の問題で、いわゆる低所得者対策ということでしたが、では鴻巣で一体何人がその対象になったのか伺います。

（国保年金課長）ご存じのように、後期の場合は7割、5割、2割とあるのですけれども、今制度的に特例で9割軽減とか入っていますけれども、その9割軽減も含んで合計で7,504という数字がございます。ですので、後期の被保険者数というのはおよそ今1万2,000を超えていますので、かなりの方が軽減を受けられているという状況でございます。

（竹田）基本的には世帯ではなくて個人として払う保険料ですから、確

かにそういう点で言うと年金の少ない人とか無年金の人たちも含めれば、まさに鴻巣の高齢者の実態を深刻にあらわしているなというふうにちょっと思いました。

そうした中で、続いて前年度の繰越金が2,617万3,000円、これは鴻巣市としての会計なのですけれども、いわゆる後期高齢者、広域連合全体としては支払基金準備金はどのくらい残っているのですか。

(国保年金課長) これ決算のときにもご説明させていただきましたけれども、今の基金ですか、2つの基金がありまして、県には県の財政安定化基金というのがありまして、広域は広域で会計に剰余金を積む基金があります。ちょっと決算のときにご説明させていただいたのであれなのですけれども、3月時点で県の安定基金が約90億ぐらい、90億以上あったと思いますけれども、剰余金についても100億を超えるような、そのような基金がありまして、これを今後保険料の軽減にどうつなげていくかというのは、今まさしく広域連合のほうで論議をしているところでございます。

(竹田) ここにいらっしゃいますので、後期高齢者広域連合の議員がおられますので、よく聞いていただきたいと思いますが、質問は執行部なのですが、私ども同じ共産党の新座から選出の工藤議員が、そんなにたくさんお金をため込むのだったら、やはり保険料を引き下げたらどうですかという質問もさせていただいているのですが、やはり先ほどの高齢者の1万2,000人のうちの約7,504人が軽減を受けているという点からいうと、今は1割負担ですけれども、本当に昔は高齢者の皆さん保険窓口払いが無料だった時代も含めれば、やはり社会全体で長い間ご苦勞された人たちを支えるという点ではため込む必要ないわけで、ぜひ保険料の引き下げにということで、市としてそういうことを後期広域連合に言うていただくことができるか伺います。

(国保年金課長) まさしく市長も広域連合の議員となっておりますし、私も主管課長会議の検討運営委員会というのに入っておりますし、その中で保険料の今こういう試算をしておりますという中で、何とかこういうふうになりませんかというものの要望をしておりますし、今後もしてま

いりたいというふうに考えています。

(竹田) 終わります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第100号 平成27年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時43分)



(開議 午前11時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

(竹田) 請願の内容については、本会議で読み上げをさせていただきました。あわせて、アスベストの問題について少し説明をさせていただきたいというふうに思います。

皆さんご存じのように、アスベスト被害の潜伏期間は長く、アスベストを吸ってからおよそ10年から40年後に発症するという恐ろしい病気で

す。日本においてアスベストの輸入が全面禁止されたのは平成18年ですから、アスベスト被害の発生はまだまだ続きます。平成19年以降の労災の認定は、請願項目にもありますように毎年1,000名を超えています。中皮腫による死亡者は、平成7年に500名であったものが、毎年徐々にふえて、平成12年には700人、平成17年には900人、平成18年以降は1,000名を超え、平成23年には1,258名となっています。そうした中で、埼玉県では一体どうなのかという質問が本会議でありました。調べてみますと、平成26年度の労災保険法に基づくアスベストの給付の人数です。アスベストは、アスベスト救済法とかいろいろな法律によって救済されていますが、これは労働基準監督署が出している資料ですけれども、平成26年度労災保険法に基づく埼玉県の被害者は、支給決定者が33件おられました。この請願を出した埼玉土建一般労働組合中部支部では、今2名の方が国を相手に訴訟の原告団に入っているそうです。ですから、切実な願いがここの数字にもあらわれていると思います。アスベスト被害者はふえ続けており、今後そのペースが落ちる状況にありません。アスベストについての労働者、市民の理解は十分ではなく、また医療機関においてもアスベストの職歴を聞くなどの認識は薄い状況で、そして恐らく自分の病気がアスベストを原因とするものであることを知らず、きちんとした治療を受ける機会を失っている方もたくさんおられるというふうに思います。労災補償やアスベスト救済法による給付を受けていない方も少なからずいると思われれます。そういう点では、今後ますますアスベストの被害者がふえる状況であるということと、建設労働者の皆さんというのは現場が固定されていません。過去においていろんな現場を回り回りながらアスベストを吸ってしまったという状況の中で、かかったお医者さんで本当にそれがアスベストによるものなのかどうかを因果関係を立証しながらやるということは非常に大変な状況です。かつもう既に亡くなった方も何人かおられ、仕事を離れざるを得ない、かつ家族の人たちは仕事も離れてしまったために非常に経済的にも困窮したという状況も過去においてはたくさんあって、この中には、アスベストの訴訟を起こしている方の中には遺族もいるそうです。だから、一刻も早くこのアスベ

トの問題については解決してほしいという、そこにいる人たちの願いが込められたのが今回の請願であるというふうに思います。代表者の皆さんには、国会議員の人たちも早く解決しろよということで、この本文中にはありませんけれども、何人か声を上げています。これは、本当に超党派の国会議員の皆さんが声を上げている事案であります。ですから、全国各地からアスベスト被害者の救済を早期にやってくださいという声を上げることがやはり地方自治体、とりわけ身近な人たちが苦しんでいる状況を目の当たりにしたときに、私は本当にこの請願を否決する人の気持ちがわかりません。そういう点では、ぜひ皆さんが慎重に審議の上採択してくださることを切に希望して、私の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（芝寄）請願書の中に新たなアスベスト被害の防止のためにとありますが、これを具体的に。どのような人、ことを指しているのでしょうか。既に吸引、私も今回、これ曝露というふうになるのだと思うのですけれども、初めて言葉を知ったのですけれども、既にそういう人なのか、これからまだまだ既存建物に残っているアスベストを解体時何かしらで吸ってしまうことへの、指していることの新たな被害者ということなのでしょうか。その辺をもう少し詳しくお聞かせください。

（竹田）基本的には建設現場では使ってはだめよというふうに言われていますけれども、でもその含有量の割合が0.1%以下であれば大丈夫だという基準があるのです。実際にその基準というのは、当市は0.5%だったりとかいろいろありますけれども、その基準そのものもまだまだそういう点からいうと全てだめよと、輸入が全面的に禁止されただけであって、今の建設資材の中では0.1%以下であれば大丈夫だというのがまだ基準になっているのです。ですから、髪の毛の割合の5,000分の1の繊維を知らない間に吸ってしまう可能性がありますので、そういう点ではもっともっと製造過程と、建設の資材の中でももっと厳しくやることと、それから解体する場合でも必ず解体现場では防じんマスクをするとか、そう

いうことも含めてもっともっと労働環境を厳しくしていく。実際にここではアスベストを使っていたとか、もう40年も50年も前の建物というのはたくさんありますけれども、そういうところでは何が入っているかわからないという状況もありますので、そういう点ではもっと厳しい制度にしていく。先ほどの0.1%の問題も含めて、新たな救済のためにもいろいろな分野ではトータルでやっていくべきだというふうに考えます。

（芝寄）また本文中の中なのですけれども、被害者と遺族が生活できる救済の早期実施とありますが、これを読み取るには国が何か何もしていないので、早く救済を実施してくださいと言っているように読み取れるのですけれども、18年以降国もいろんな対策を打って、法も整備は着々としておると思うのです。それがこれは全然していないように受け取れるのですけれども、本文の内容のこの真意をもう一度お聞かせください。

（竹田）このアスベストの救済の方法は、1つは労災ではその現場で働いていた人たちでは企業の責任は認めています。労災ですから、補償される金額は6割ですよ。かつ認められた期間からの生活保障も含めてやれば、その補償金額は十分というわけではないというふうに思います。それと、それは労災補償というのは生きている人の補償ですよ。亡くなってしまって、遺族に対する補償も含めれば、それはなかなか職場との関係では難しいので、いわゆる国の責任も認めてくださいということでは裁判を起こしている方がいますが、裁判が確定するまでは何の補償もないのです。ですから、そういう点からいうと、建設アスベスト被害者と遺族が生活できるというのは、まだまだそういう点では不十分。裁判というのは、確定して決まった段階から過去にさかのぼって補償するという点を考えると、非常に裁判を起こすことそのものも費用がかかりますよね。原告になるということも含めれば、今実際にはここに書いてあるとおりに裁判を起こしておられる方もおられます。そういう点では、まだまだ不十分だと。全くないわけではないけれども、不十分な部分もたくさんあるので、早期にやってくださいということです。

（芝寄）はい、わかりました。

最後に、私も現場従業者ということで、もう二十数年やってきております。当然見習いのおきに大変、私多分もうかなり吸っていると自分でも自覚しております。これは、一人親方でやっている人間ほど多いと思います。これは、私の周りはみんな仲間もそう思って、俺も全部吸ってしまっているなど、そういう状況の中で仕事は今も続けております。ただ、二十数年前となると、やはり今みたいに機械がそんなに、吸引するようなのがぎりだとか、そういうのがなかったもので、あの当時はあの当方で仕方なかったのかなという、もう諦めのモードでみんな今働いているのがほとんどなのですけれども、それより私は今後の、先ほど何度も言いますけれども、残っている既存建物のアスベストのほうに目を向けて、いまだに近所の解体なんかを見てももう間違いなくあれ入っているなどというのは私たちが見るとすぐわかるのですけれども、そういうのも普通に解体している、ばらばらやっている、そのほうの規制というか、指導というかを逆に国のほうに訴えるほうが、私は今後の新しいアスベスト被害者をふやさないためにもそちらのほうが必要なのかなというのが私の見解なのですけれども、今回は今までの中でも国はいろんな方法を講じてきている中で、労災認定されなくてもその後環境再生保全機構ですか、そういうものに救済を求めることもできると私は勉強したのですけれども、その辺はどう思いますでしょうか。

（竹田）今芝寄委員がおっしゃったとおり、建設協会というのは組織的に働いている人もいれば、請負で働いている人もいます。一人親方、現場を転々とするという点では、本当に因果関係を立証することは難しいし、一人親方だとそこに入って労働安全衛生法のなかなかその対象になりにくいということも含めれば、本当に大変な現場だからこそ今日のように解決が長引いているというのが実態だというふうに思います。先ほど申し上げたとおり、10年、40年という長い間かかって発症するという因果関係も含めれば難しいというふうに思います。アスベストのいわゆる禁止していく道筋というのはどういう方法があるかということ、1つは建設資材として使わない、使わせない、まずこれまで1,000万トン輸入しているそうですけれども、建設資材メーカーとしては使わないというまず規

制をかけていく。それは、国としての規制ですよ。それから、2つ目には、その製造をさせない。製造をさせないという、今度は企業に対する規制。それから、3つ目には、ちゃんと知らせていく、こういうものがありますよということを知らせていくためのこの部分。それとあと、実際に現場で働く人たちの労働安全法の問題。だけれども、実際にひっかからない人たちの救済も含めて、トータルでこれは物事を見ていかないとはいけないというふうに思うので、だからこそ国がしっかりとトータルで輸入しない、製造させない、建設現場で使わせない、そしていざというときにはアスベストの規制法も含めていろんな法律でやっているのですけれども、その法律のかからない人たちが出てきているという点考えると、私はここに書いてあるアスベスト被害の拡大を根絶するために対策をとり、アスベスト問題の問題としてトータルで解決する方向にきなさいよというのはこの中に含まれているというふうに思います。そういう点では、実際にかかった人の救済とあわせて早期にトータルで対策をとりなさいよということ国に働きかけていただきたいということなので、私は今の芝寄委員の話を伺って本当に自分の生活の不安を抱えながら働いておられる皆さんの気持ちを思ったときには、やっぱり国がちゃんとトータルで対策をとるということを鴻巣市としてはしっかりと意見を上げていくべきだというふうに思います。

(潮田) 芝寄委員のほうから幾つか聞かれましたので、少し、質問はそれほどないのですけれども、まず1点確認です。ほぼ同様の請願書を平成17年に提出されて、鴻巣市議会として採択、また24年にも再度、今回紹介議員の中の一人の方が紹介議員となって請願をしたけれども、このときは既に鴻巣市議会として国に意見書を提出していることから、そのときは不採択となったという経緯がある。今回改めてまた提出するというのは、その今までの経緯というのを踏んで何か、どういった意図でということを確認したいのですけれども。

(竹田) 平成17年の9月議会は、合併する前の鴻巣の議会ですよ。ですので、それはそれとして大事な役割を果たしているというふうに思います。その後、平成24年の9月議会というのは、新しい議会、新しい構

成の皆さんでやっている議会ですので、同じ請願、中身ですけれども、出された。だから、今構成している議員の皆さんにもさらに声を上げていただきたいということで出しています。私は、時の政府というのはかわる、それとあわせて問題が平成17年と比べても、平成17年のときに出して、先ほど述べましたとおり、平成18年のときに新たにまた輸入を禁止するとかいろいろな制度が設けられましたけれども、でもまだまだ対策とすれば不十分であると。私が先ほど申し上げたとおり、アスベスト被害者はふえる傾向にあるということを考えると、本当に目の前で苦しんでいる人たちがいるわけだから、何度やっても、何度意見を国に出しても私はいいかなというふうに思います。いいことは誰がやってもいいし、何度やってもいいことだから、問題が解決するまで逆に言えば出し続けることだって私は必要だというふうに思います。

（潮田）平成17年のときに請願を出して、意見書という形で鴻巣市議会としても出して、そのときは全国的にかなりいろんなアスベストに関してのものが出ていたかと思います。平成18年に石綿による健康被害の救済に関する法律成立いたしまして、その後約10年間の間に何回も改正をされて、先ほど議員がおっしゃったこと、基金の創設とか救済給付のほかにも特別遺族給付金の支給だとか、また事業者からの費用徴収、また医療費等の支給対象期間の拡大、また指定疾病の追加、特別遺族弔慰金の請求期限の延長とか、本当にいろいろなずっと改正をされてきているのですけれども、それがあるけれども、まだ早期解決を国に求めるというのは、今までやってきたその改正というのを認識していることなのか。そこについて。その10年間かなり国はやってきているかなというふうに思うのですけれども、療養手当も月額10万3,870円、特別遺族弔慰金も280万円、また特別葬祭料19万9,000円、そういったものがあって、それを否定するという意味なのでしょうか。どういうことなのでしょうか。

（竹田）平成17年というのはどういう年かというと、クボタショックってご存じですよ。建設資材をつくっているメーカーが一番体によくないと言われるアスベストを使って水道管をつくっていた。そこで働いている人たちが七十何人も、73人かな、亡くなっていた。周りにそういう

工場から排出される空気によってまた周辺の人たちも大変な被害を受けたというクボタショックによって周りの人たちが非常に認識して、平成17年にはそういう一定の動きがあるのです。私は、十分ではないから、十分だと思いますか。私逆に質問してしまいたいと思うのですけれども、十分ではないと思うから、苦しんでいる人たちが目の前にいて、もっと早く解決してくださいと、もっと出る可能性があるのですというふうに言っているのに、過去において意見書を出したからいいではないかという、私はそういうことそのものが、目の前に苦しんでいる人たちをどう見るかという1つのその人の人間性とか、困っている人に対する心を寄せるとか、そういう改めてその人の資質が私は問われるというふうに思います。そういう点では、埼玉土建から実際に裁判でやって苦しんでいる人たち、それで世論というのはどういう働きかけをするかという、先ほど2005年のクボタショックの話をしましたけれども、それが社会に一定程度認識されるようになって本格的な救済制度を始めましたけれども、先ほど話したとおり、トータルではまだまだあるし、補償の金額も含めてまだ足りませんと言っているわけです。だから、そういう点では、裁判を起こしてまで闘わざるを得ない人たちがいる。裁判というの、ご存じだと思いますが、世論とか、そういうものを大きく反映して判決に至るということは幾らでもあるのです。国もそうですけれども、やっぱり世論を受けとめて、もっともっと金額をふやすとかいうことも含めて反映していくわけだから、やはり一番困っている人たちがもう十分ですと、本当に助かりましたというふうな段階をつくってこそ初めてよかったねというふうに言えるのだと思います。ですから、苦しんでいて、一定程度物事は前進してきていますけれども、一斉に一番苦しんでいる人たちがまだ苦しんでいますと言いつける間は、鴻巣の議会としてもしっかりと意見を上げていくと、それが私は人間として、議員として果たす役割だというふうに思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（芝罘）アスベスト被害者の方には大変お気の毒で、大変苦勞されているのは重々わかっております。ただ、これまで国は毎年請求件数の9割近い労災認定と、労災認定されなかった方への窓口として機構を立ち上げて対応してきております。法の見直しも何度もしてきております。本文の中の新たなアスベスト被害の防止には賛同できるところではあります。早期救済、解決を国に働きかける意見書としては少し違うのではないかと思うところがあります。また、同内容の請願が過去2度出されて、1度は採択されております。

以上をあわせ考えると、本請願の内容では反対をいたします。

（委員長）ほかに賛成、または反対の討論はありませんか。

（潮田）請願第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書に反対の立場から討論いたします。

まず初めに、建設従事者のアスベスト被害者の皆様のご苦勞は大変なものだということはよく認識をしております。アスベストによる健康被害の迅速な救済を図るために、アスベストによる健康被害を受けた方及びそのご遺族に対し医療費等の救済給付を支給する石綿による健康被害の救済に関する法律が平成18年3月27日に施行されました。その後、平成20年12月1日の改正により、医療費等の支給対象の期間の拡大、平成22年7月1日の改正により、著しい呼吸機能障がいを伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障がいを伴うびまん性胸膜肥厚が指定疾病として追加されました。平成23年8月30日、特別遺族弔慰金の請求期限の延長、平成25年6月18日、肺がん等の判定基準の見直し等、国としての救済制度の拡充を図っております。これらの法令により、現在石綿により健康被害に遭われた方には2つの支援制度があり、1つは労働者の方が石綿にさらされている業務に従事していた場合に労働者災害補償保険制度、これは労災保険制度でありますけれども、そのほかにも特別遺族年金、特別遺族一時金、そのほかの災害補償制度、もう一つはこれら制度による補償

を受けられない場合に独立行政法人環境再生保全機構への申請により、自己負担なしでの治療、療養手当、これは月額10万3,870円、特別弔慰金280万円、特別葬祭料19万9,000円等、石綿健康被害救済制度による救済給付を受けられるようになっております。国は、平成27年度予算としても71億5,000万の予算を確保し、すき間のない救済措置として労災補償制度、健康管理手帳制度の周知の徹底、今後の被害を未然に防ぐための対応など、厚生労働省、環境省、国土交通省等が細かく石綿健康被害救済対策を講じております。さらに、国としても充実に努めている現状でございます。今最も必要なのは、こうした制度の周知であり、このことをご存じない方へ知らしめていく私どもの責任でもあるというふうに思っております。

本請願は、国が救済を講じていないので、早期救済解決を図るよう国に働きかけをする意見書の提出を要請としておりますが、既に国としての建設アスベスト被害者と遺族への救済制度を講じている現状から、また被害の未然防止についても細かな対応策を講じているこのような状況において、改めて国へ働きかけをするというのは少し違うかなというふうに考えております。

以上をもちまして反対討論といたします。

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第5号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後零時16分)

